

# 令和6年度宮城県介護イメージアップ事業実施業務 委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和6年度宮城県介護イメージアップ事業実施業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

## 3 委託業務の目的・趣旨

団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年に向けて、介護人材の確保が喫緊の課題となっている。

介護職員のなり手の確保と、離職者の低減という両面から考えた場合に、介護のイメージアップは不可欠の要素であり、積極的な介護の魅力発信が求められている。

職業としての介護について、「社会的に意義のある仕事」「やりがいのある仕事」「成長できる仕事」などの肯定的なイメージの定着に向け、更なる取り組みを進める必要があるが、核家族化に伴い中高生が高齢者や介護との接点が減少していることや、介護を職業として認識している中高生が少数などの問題がある。

そのため、これから進路を選択する中高生に向けたイメージアップと、その進路選択に影響力を持つ周囲の大人に向けて、介護職への親しみと正しい理解を広める施策を実施するもの。

## 4 委託業務内容等

介護イメージアップを目的に、現実的なスケジュールかつ十分な人員体制を確保し、次のことを実施する。

### (1) 肯定的な認知向上・定着のための情報発信

マスメディア、インターネットメディア等を活用し、主に以下①～③を対象に介護に関する肯定的なイメージを持たせるための露出を行うこと。

- ①進路選択する段階にある中学生・高校生
- ②中学生・高校生を子どもに持つ親世代
- ③介護に興味・関心が薄い一般県民

なお、活用媒体、情報発信の期間及び回数等は、上記①～③の各対象において、訴求効果が高くなるように提案すること。

### (2) 介護の理解促進のためのイベント等の実施

進路選択する段階にある中高生や、その選択に影響力を持つ保護者・進路指導担当教諭などに対し介護に関する正しい理解を促すとともに、職業としての介護に具体的なイメージ及び興味・関心を持たせるためのイベント等を実施すること。

なお、以下の内容は必ず実施すること。

#### イ 介護機器等を使用した介護体験授業

中高生向けに介護ロボットや認知症 VR などの機器を使用し、生徒が介護について正しい理解・イメージができるような介護体験授業を学校に訪問の上、実施すること。

介護体験授業については、県が指定する中学校または高等学校等の25校程度において学校側が希望する授業内容に沿った介護機器を使用し、授業を実施すること。

また、授業講師の選定にあたっては発注者と協議の上、介護機器だけではなく介護全般に

精通した者を選ずることとし、使用する介護機器は受注者側で手配すること。

#### ロ 地域イベントの開催

中高生や保護者に限らず、介護に興味・関心が薄い一般県民の参加が期待でき、介護について正しく理解し、興味・関心が湧く地域型の介護イベントを県内で3回程度開催すること。

地域イベントの会場については、商業施設以外を会場としたイベントを1回以上実施するよう提案すること。

また、地域イベントの開催については「4 委託業務内容等(1)」での情報発信にて積極的かつ効果的に周知を行うこと。

### 5 業務の基本方針

- (1) 業務目的を踏まえ、効果が最大となるように配慮すること。
- (2) 業務の目的に沿った業務実施の方向性を設定すること。
- (3) 業務の進捗状況は、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。

### 6 業務完了報告書

本業務完了後、事業の実施状況等の実績を、写真等とともに掲載した任意様式の実施報告書を作成し、速やかに発注者へ提出すること。本業務で作成した各種報告書、企画配布物、広報物等についても、成果物として業務完了報告書に添付すること。

- (1) 提出形式：電子媒体1部 紙媒体1部
- (2) 提出先：宮城県保健福祉部長寿社会政策課介護人材確保推進班

### 7 契約に関する条件等

#### (1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

#### (2) 機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

#### (4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、書面により発注者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

### 8 その他

- (1) 介護体験授業及び地域イベントの開催については、無料で行うものとする。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。